

平成30年12月13日に産業建設委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

・議決を要する工事請負契約の取り扱いについて

(変更契約の市長専決処分の指定)

～内容～

議決を要する工事契約に変更が生じた場合、市長の専決処分として議決を要さず契約変更できる範囲の取扱いについて、産業建設委員会所管部分の詳細調査を行おうとするもの。

～質疑～

問：工事を変更する際、専決処分する場合と、臨時会を招集する場合で、工事を止める日数の差は、どれくらいか。

答：通常の工事に変更する場合、変更審査委員会で審査の後、市から業者へ指示するまで、7日から10日かかる。1億5千万円以上の、議決を要する工事の場合は、それに加え、図面の修正、変更設計による額の確定、仮契約の締結までに約20日かかる。さらに、臨時会の招集にかかる日数を合計すると、最短でも30日余りを要する。

一方、専決処分の場合は、1億5千万円未満の工事の例にならうと、7日から10日で事務処理が完了できる。

問：1億5千万円以上の工事を変更する場合、現場をストップする日数を短縮する方法は、専決処分以外にないのか。

答：概算で仮契約できないため、専決処分以外の方法により、短縮するのは困難と考えている。

問：そもそも工期の設定が厳しいのではないか。

答：市から発注する工事は、県から示されている標準工期をベースに工期を設定している。また、学校関係は、工事の期間が限定されることもあり、どうしても余裕を持たせた工期は取りにくいのが現状である。

問：変更審査委員会では、どのように審査しているのか。

答：市が定めている変更基準を基に、概算の変更金額や図面等により、変更内容をチェックしている。

問：1億5千万円の元工事費に対し、2千万円は大きすぎるのではないか。契約金額に応じて、段階的な上限を設けられないか。

答：率についても検討したが、例えば、20億円というような大きな工事になると、専決の対象も大きなものになってしまう。今までの経験則から、2千万円が妥当と考えている。